第１号様式（第７条関係）

京都市農業経営安定支援事業補助金交付申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京都市長 | 令和　　年　　　　月　　　　日 |
| 申請者の所在地（法人は、主たる事務所の所在地）〒 | 申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名) |

京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　申請概要

|  |  |
| --- | --- |
| 申請区分 | * 認定農業者　　　（認定番号：　　　　　　　）
* 認定新規就農者　（認定番号：　　　　　　　）
 |
| 連絡先 | 電話番号－　　　　　－ | FAX番号－　　　　　－ |
| Eメールアドレス＠ |
| 補助申請額 | 　　　　　　　　　　　　円　※次ページ作成後、最後に記入してください。 |

※添付書類（写し可）

【共通】

□　各経費の見積書又は領収書等経費が分かる書類

（１０万円以上の機器・設備を導入する場合は、２者以上の業者から徴収した見積書等）

□　導入・修繕等する機器・設備の仕様が確認できるカタログ、図面等

□ （法人のみ）法人を証する書類（定款等）

□　導入・修繕等する機器・設備の設置場所が分かる資料（住宅地図等）

□　その他、市長が必要と認める資料（特に指示があった場合）

【本事業と同じ内容（経費）で他の補助金を申請している場合】

　□　交付申請書等の申請金額内訳が分かる書類（交付決定済みの場合は交付決定通知書の写し）

２　補助事業の内容等

（１）　事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業実施期間 | 令和　　年　　月　　日～　令和　　年　　月　　日（発注（予定）日） 　　 (機械は納品日、設備は設置完了日) |
| 事業概要 |  |
| 事業経費 | 経費内容 | 金額（税抜額） |
| 1.(1)農業用機械・設備 |  |
| 1.(2)水中ポンプ施設 |  |
| 1.(3)鳥獣被害防護柵 |  |
| 2.(1)出荷・調製・加工に係る機器・設備 |  |
| 2.(2)販売に係る機器・設備 |  |
| 合計 | （Ａ）　　　　　　　　円 |

【注意】消費税及び地方消費税相当額を抜いた金額を記載してください。見積書、領収書等に税抜価格の明記がない場合は、記載額に1.1を除した額（÷1.1）を記載してください。（小数点以下は四捨五入）

（２）　他の補助金受給等状況

　　本事業と同じ内容（経費）で他の補助金を申請・受給されている場合には、その受給額または交付決定額・申請金額等及び内容を簡単に記載ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金の名称 | 経費内容 | 受給・交付決定・申請金額 |
|  |  | 円 |
| 合計 | （Ｂ）　　　　　　　　円 |

（３）　補助申請額

　　【注意】（Ａ）（Ｂ）（Ｃ）（Ｄ）は千円未満の端数は切り捨てず、補助申請額欄に記載の際に千円未満を切り捨てて記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (Ａ)　　　　　　　円 | － | (Ｂ)　　　　　　　円 | ＝ | (Ｃ)　　　　　　　　　円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (Ｃ)　　　　　　 円 | ×　　　４　／　５　　　＝ | (Ｄ)　　　　　　　　　円 |

※千円未満切り捨て

|  |  |
| --- | --- |
| 補助申請額：(Ｄ)又は補助上限額（個人１００万円、法人１５０万円）のうち低い額 | （Ｆ）　　　　　　　　，０００円 |

３　誓約事項

以下のとおり申告します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

□ 本事業で導入・修繕等する機器・設備は、申請者本人又は申請法人が使用します。

□ 申請者は、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

□ 申請者は、京都市農業委員会、京都府、近畿農政局等への申請資格の照会に同意します。

□ 申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給・申請していません。

□ 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請している場合は、当該事業の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。

□ 農地法、その他事業に関係する法令を遵守します。

□ 京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市農業経営安定支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。

□ 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

□ 本事業で導入した機器・設備等については、農業用の用途以外には使用しません。

【認定見込で申請の方のみ】

* 事業報告時点で、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）に規定する農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けられなかった場合は補助金を一括返還します。（ただし、経営開始資金等の交付期間中のため、農業経営改善計画の認定を受けられない方を除く。）

【一部対象者のみ】（汎用性の高い機器・設備等（バックホー等）を事業対象とした場合のみ記載してください。）

□ 下の機器・設備等については、残耐用年数期間の間、運行記録、業務日報など、農業の用に供していることを証する書類を作成し、保管します。

　　対象機器・設備等〔　　　　　　　　　　　　　〕

申請者の氏名(法人は、名称及び代表者名)